

# 令和3年度機構集積協力金の配分基準

令和3年5月28日  
宮城県農政部農業振興課

農地集積・集約化対策事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)において、交付対象の選定方法として、国から県に配分された予算の範囲内で実施することを踏まえ、県はあらかじめ配分基準を定めておくものとされていることから、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点を考慮し、機構集積協力金の配分基準を以下のとおりとする。

## 1 配分基準

### (1) 経営転換協力金と地域集積協力金の予算配分について

・平成28年度から平成30年度まで定めてきた県交付基準の概念を継続し、国からの配分額を経営転換協力金へ優先配分した後、予算の範囲内で地域集積協力金に配分する。

### (2) 経営転換協力金の配分基準について

・県は市町村の事業要望を受けて配分する。

・経営転換協力金のみで要望額が国からの配分額を超過する場合は、交付対象面積が大きい順に優先順位をつけて交付対象者を選定する。

・なお、交付対象面積が同じ場合は「新たに担い手に集積される農地面積」(実施要綱別記2-1第5の4の(1)のAに規定)が大きい順とする。

### (3) 地域集積協力金の配分基準について

・県は市町村の事業要望を受けて配分する。

・経営転換協力金の配分後において、地域集積協力金の要望額が予算を超過する場合は、集積タイプに優先配分した後、予算の範囲内で集約化タイプに配分する。また、集積タイプ内においては、中山間地域を優先させる。

・なお、同一区分においては、「機構の活用率」(実施要綱別記2-1第5の3の(1)に規定)により優先順位をつけて交付対象地域を選定する。

配分順位	区分	同一区分における優先順位
1	経営転換協力金	交付対象面積が大きい農地所有者(交付対象面積が同じ場合は「新たに担い手に集積される農地面積」が大きい農地所有者)
2	地域集積協力金(集積タイプ) 《中山間地域》	「機構の活用率」が高い地域
3	地域集積協力金(集積タイプ) 《一般地域》	「機構の活用率」が高い地域
4	地域集積協力金(集約化タイプ)	「機構の活用率」が高い地域

## 2 その他

・交付対象は実施要綱等の交付要件をすべて満たすものとする。ただし、上記配分基準に基づき予算の範囲内で交付されることから、交付要件を満たした場合であっても協力金の交付を受けられない場合がある。

・要望額調査等の具体的な事務手続きや機構集積協力金交付事業に必要な事項については、別途提示する。